

546 学位制度決定

〔『法学新報』第29卷5(330)号 大正8年5月1日〕

○学位制度決定 最終の臨時教育會議總會は去る三月二十八日永田町首相官邸に開会、学位令改正案を付議したるか其決定事項は左の如し

- 一 学位は官立私立大学に於て之を授く但文部大臣の認可を認むること
- 二 学位の種類は文部大臣の認可を経各大学に於て之を定むること

- 三 学位は大学部研究科に於て二年以上研究に従事し論文を提出して審査に合格したる者又は論文を提出して学位を請求し大学に於て之と同等以上の学力ありと認めたる者に之を授くること
- 四 大学は文部大臣に認可を申請する際論文並に其審査の要旨を添ふること
- 五 現在の博士は従前の規定に従ひ其名譽特権を有せしむること
- 六 博士会は之を廃止すること
- 七 帝国大学総長の推薦に依り学位を授くるの規定は之を廃止すること
- 八 学位の授与ありたるときは一定の期間内に論文を印刷公刊すること